

公 示

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年2月12日国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第9条第1項の規定により、型式が技術上の規格に適合していると認める遊技機として検定を行った旨を次のとおり公示する。

令和 7 年 1 月 8 日

徳島県公安委員会委員長 岡田 好史

1 申請者の氏名又は名称及び型式の概要等

氏 名 又 は 名 称 及 び 所 在 地	法人の場合は 代表者の氏名	型 式 の 概 要			検定 番号
		遊技機の種類	型 式 名	製造業者名	
株式会社三共 東京都渋谷区渋谷三丁目 29番14号	石原明彦	規 則 ぱちんこ 第 6 条 第 1 号 遊 技 機	PフィーバーうたわれるものA	株 式 会 社 三 共	15928
株式会社三共 東京都渋谷区渋谷三丁目 29番14号	石原明彦	規 則 ぱちんこ 第 6 条 第 1 号 遊 技 機	Pフィーバーマクロスフロンティア5YS	株 式 会 社 三 共	15929
株式会社 ジェイビー 東京都渋谷区渋谷三丁目 29番14号	堤 順一	規 則 ぱちんこ 第 6 条 第 1 号 遊 技 機	eフィーバーうたわれるものZ	株 式 会 社 ジェイビー	15930
株式会社 三洋物産 愛知県名古屋市中千種区今 池三丁目9番21号	盧 昇	規 則 ぱちんこ 第 6 条 第 1 号 遊 技 機	PA大海物語5HLD	株 式 会 社 三 洋 物 産	15931

2 検定の有効期間
公示の日から3年間